

農業委員会総会議事録

第3回農業委員会

1. 開会日時 平成26年6月19日(木) 午前 9時30分
2. 閉会日時 平成26年6月19日(木) 午前10時30分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3

4. 出席者

委員(全14人中13人出席)

出席者	1番	河村	活敏	8番	尾野	正幸
	2番	丹羽	求	9番	小出	巖
	3番	石黒	茂雄	10番	井上	巖
	4番	戸田	正光	11番	坪井	利光
	5番	大口	司郎	12番	河村	初男
	6番	岡島	利孝	13番	安藤	茂市
	7番	安藤	丁士			
欠席者	14番	秋田	洋實			

事務局 3名

事務局長	蟹江	建設課長
事務局員	中川	係長
	霜越	主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議 案
(1) 農地法第5条許可申請について

- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
 - (2) 農地法第4条届出受理状況について
 - (3) 農地法第5条届出受理状況について
- ⑤ その他

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第5条関係（許可）
- ②資料2 農地法第3条関係（届出）
- ③資料3 農地法第4条関係（届出）
- ④資料4 農地法第5条関係（届出）
- ⑤資料5 農業委員報酬支払額
- ⑥農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より5分ほど早いですが、皆さん、お集まりですので、只今より平成26年度第3回豊山町農業委員会総会を開催いたします。

資料は事前に郵送したもののほかに「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」という通知文の写し、「資料5 農業委員報酬支払額」を配布しております。ご確認ください。

それでは始めに、会長よりあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

改めておはようございます。本委員会も来月の19日で終わりでございますが、本日は今期の最後の農業委員会の総会です。長いことどうも御苦労さまでした。

【出席人数確認】

安藤会長

それでは、まず出席者ですが、秋田洋實委員から欠席の連絡をいただいております、農業委員14名中 現在出席者 13名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

1番の河村活敏委員と2番丹羽求委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いいたします。

【議案】

安藤会長

本日の議案は1件です。

事務局の説明を求めます。

事務局員

【議案第2号 農地法第5条許可申請書について、議案書を朗読】

本日配布しました「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書（案）」は、本日の審議の結果この案どおりの意見でよいということに決定されましたら、5条の許可申請書に添えて県に進達する書類であります。それでは、許可申請書の中身について、ご説明します。

この許可申請は、市街化調整区域に所在し、農地法（法第4条第2項第1号ロ）の農地区分の第1種農地を対象とする農地転用の案件です。第1種農地とは、「良好な営農条件を備えている農地」であり、今回の申請地は、第1種農地の中で、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」（令第11条第1号）にあたります。「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、

高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいいます。この第1種農地は原則として許可しない区域にあたりますが、例外的に許可できる場合がいくつか定められており、本件の場合は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。小牧市の駐車場から申請地のある一団の農地まで一定の距離内にありますので、この第1種農地は、農地転用を「許可することができる」区域であります。また、木津用水土地改良区の意見書も添付されており、支障なしとの意見となっております。また、隣接する農地所有者の方の承諾書も添付しております。

土地利用としましては、神明326番1 325㎡です。よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第2号 農地法第5条許可申請書についての説明が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

この申請地が宅地化されますと西側に水田があり、農業用水がなくなる恐れがあります。

事務局員

申請者と隣地のかたとの調整のほうは確認するという形で進めさせていただきます。

A委員

わかりました。他に申請地から2筆東の用水のことも聞きたいです。現況は用水となっておりますが、法務局から取り寄せる資料には道と書かれている。

事務局長

豊山町は国から台帳を貰った時にそれが道になっているので道にしたと思われる。一度経緯を調べさせていただきます。

A委員

わかりました。お願いします。

安藤会長

他にご意見もないようですので、資料1 議案第2号の農地法第5条の許可申請に賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

【報告事項】

安藤会長

報告事項の農地法3条・4条・5条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、3条・4条・5条の届出について、ご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

【資料2 農地法第3条届出受理状況朗読】

続いて、4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

【資料3 農地法第4条届出受理状況朗読】

続いて5条届出です。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

【資料4 農地法第5条届出受理状況朗読】

以上で、3条・4条・5条届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条・4条・第5条の届出受理状況についての報告等が
終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問等ありませんので、報告事項の農地法第3条・4条・5条
の届出受理状況についての報告を終了いたします。

【閉会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、
終了とさせていただきます。

【その他】

安藤会長

その他で事務局の方で何かありますか。

事務局

(事務局からの事務連絡等は以下のとおり)

(1) 報酬の支払いについて説明。

(2) 次回の会議は7月20日以降に新しい農業委員に通知するこ
とを案内。

(3) 農業委員会委員選挙について説明。

事前審査6月25日 告示7月1日 選挙日7月6日

(4) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理
して廃棄する旨案内。

9. 農地転用件数

5月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	190.00
		0	0.00	豊場				
	届出	2	1,952.00	青山		届出	6	3,448.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	12	6,288.34
		5	1,601.34	豊場				
5条	許可	1	325.00	青山	5条	許可	1	325.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	897.00	青山		届出	28	15,495.00
		4	1,369.00	豊場				

※ 累計については平成26年1月～平成26年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。